破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８号
島根県出雲市荻杼町164番地１
債務者　多々納美代子
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
　　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４４号
島根県大田市川合町吉永641番地２
債務者　焼き肉ふみこと　朱　　賢治（通称安朱賢治）
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
　　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４５号
島根県出雲市塩冶町973番地２コーポまるわ２番館11
債務者　奥野　哲也
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
　　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５０号
島根県大田市温泉津町上村62番地
債務者　横田　信子
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
　　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５５号
島根県出雲市斐川町名島57番地12
債務者　井上　清隆（旧姓松谷）
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
　　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１２０号
奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸252番地13
債務者　松原　紀子（旧姓濵野・冨岡）
１　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
奈良県大和高田市三和町３番14号
債務者　中西　克明
１　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
群馬県高崎市新町1655番地１
債務者　中山　祐一
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４６５号
埼玉県加須市琴寄2201番地１
債務者　杉田　明美
１　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４１号
埼玉県蓮田市末広１丁目７番５号　フィール末広101号
債務者　松本美沙子
１　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
埼玉県草加市北谷３丁目11番９号　ピュアステイジ北谷204号
債務者　木内　　敏
１　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
大阪府阪南市緑ケ丘２丁目１番26号
債務者　西川正一こと　𠮷川　正一
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
大阪府泉南市樽井４丁目10番20号
債務者　昼馬　正和
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
大阪府泉大津市なぎさ町２番６―203号
債務者　喜田　　敦
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
大阪府泉大津市なぎさ町２番６―203号
債務者　喜田早江子
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番13号ハイツセジュールＢ102号
債務者　藤原　湖美（旧姓永吉）
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―６―611
債務者　原田　和幸
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
大阪府和泉市王子町３丁目６番35―201号
債務者　西之園ひとみ
１　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係